

## 学術指導契約書（案）

(契約項目表)

1. 甲	国立大学法人室蘭工業大学		
2. 乙			
3. 題目			
4. 目的			
5. 実施形態			
6. 学術指導者	氏名	所属	職名
	※担当者が複数の場合は代表者を決定し、氏名の後ろに※印を付すこと。		
7. 実施場所	室蘭工業大学●●●●●●		
8. 学術指導料 (消費税額及び地方消費税額を含む)	区分	乙	
	①直接経費 (指導料＋必要経費)		円
	②間接経費		円 円
	合 計		円
9. 支払条件	<p>(1) 乙は、学術指導料を、甲が発行する請求書により、請求書発行日の翌月末までに支払う。</p> <p>(2) 乙が前号の支払期限までに学術指導料を支払わないときは、支払期限の日の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払い額に年3パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。</p>		
10. 秘密保持義務存続期間	本契約が終了した日の翌日から起算して3年間		
11. 契約期間	本契約締結日 から ●●●●年●月●日まで		

甲及び乙は、甲が乙に対して学術指導を提供するにあたり、上記契約項目表及び国立大学法人室蘭工業大学学術指導約款に定める条件のとおり、学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約の締結を証するため、本書を作成し、各1通を保管する。ただし、電子契約サービスを利用するときは、当該サービスによって電子署名が付された本書の電磁的記録を各自保管することとする。

年 月 日

甲 北海道室蘭市水元町27番1号  
国立大学法人室蘭工業大学  
学長 ●● ●● 印

乙 (所在地)  
(正式名称)  
(代表者役職・氏名) 印